

《東平中山地区自衛消防隊及び関連規約》

一 自衛消防隊に関する事項一

第1条〔名称〕

この規約は東平中山地区自衛消防隊（以下、自衛消防隊という）の運用に関する事項について定める。

第2条〔目的〕

自衛消防隊の有事の際の出動基準は、次の通りとする。

- 1) 中山地区内に発生した火災等への対応。
- 2) 中山地区内に発生した地震等災害への対応。

第3条〔選任基準〕

- 1) 東平中山地区（中山自治会）の会員である事。
- 2) 各地区から1名ずつ計6名から構成される事。
- 3) 隊長は、これら隊員から選出された者とする。
- 4) 隊員の選出は自治会が行い会長が任免するものとする。

第4条〔隊員の任期〕

自衛消防隊の任期は、原則として2年とする。但し、必要に応じて自治会と調整し、再任を妨げない。

第5条〔任務・分担〕

自衛消防隊本部長及び自衛消防隊の任務分担は次の通りとする。

- 1) 自衛消防隊本部長は自治会長が遂行し、その本部所在地を中山自治会館に置く事を原則とする。
- 2) 消防隊は、火災が発生した時、消防署員が現場に駆け付ける迄の初期消火又は類焼を防ぐ為の消火栓使用による消火活動を行うものとする。
- 3) 消防隊長は負傷者等がでた場合、交通安全指導員に連絡し、負傷者救助の為の要員派遣を要請する事が出来る。（本部経由で）
- 4) 自衛消防隊は、適時消火栓操法指導、消火設備取扱い指導、消防巡視、点検、訓練等を実施する。
- 5) 自衛消防隊は、非常時各関係機関への通報連絡を行う。

－ その他協力体制 －

第1条〔協力体制〕

火災等、災害の発生した場合、自衛消防隊以外に速やかに対応しなければならない者は、交通安全指導員、自治会三役（会長：1・副会長：2・会計：2）、地区長、副地区長、班長とする。

第2条〔役割分担：交通整理・炊き出し等〕

1) 上記第1条に該当するメンバーは、火災発生現場近く、その他の災害の場合は自治会館前に集合し、交通指導員は、現場の状況判断に基づく指示に従い、地区長の率いるメンバーは、消防自動車等が現場に容易に到達出来るような道路状況を確認する。

通行道確保は、国道407号に繋がる2ヶ所からの緊急車両の導入と野次馬の進入を抑える事。更に月中団地方面からの野次馬の進入も防止する事を仮定したものである。

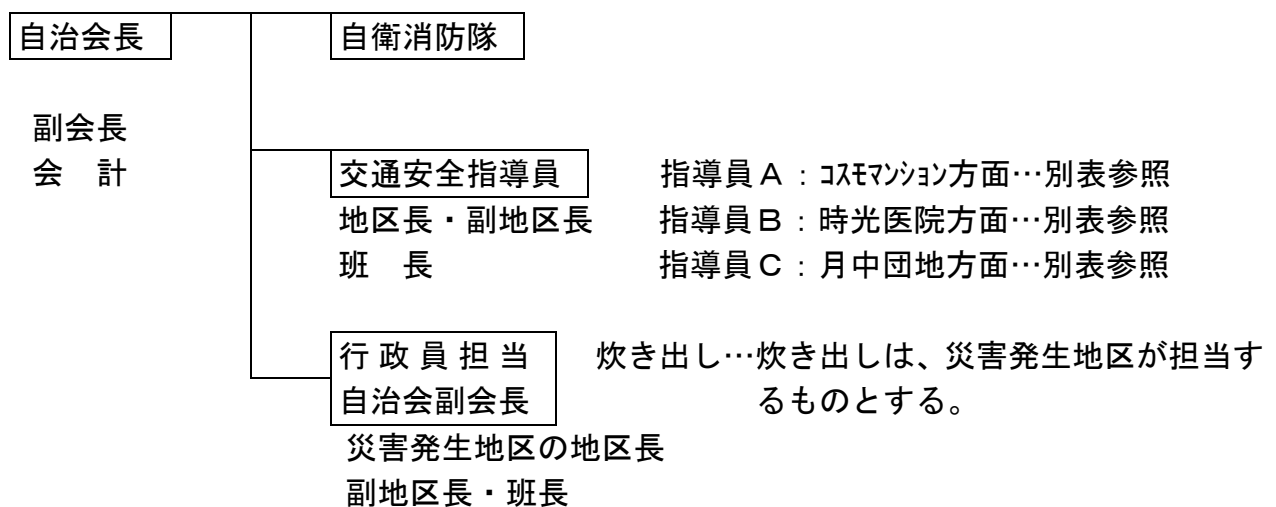
2) 交通指導員は、地区長率いるメンバーに指示し、中山団地内の避難場所（中山広場及び中山こども広場）に自治会員を誘導する。

3) 交通指導員は、消防隊長の要請により負傷者救出の為に人員を現場に派遣する事が出来る。

4) 炊き出しは、副会長の指示により各自の責任を果たす事。

5) 災害の場合、三役は市と協力して被災者の為に住宅、又は入居手続きの手伝いをする。

－ 組織の構成 －



— 道路交通整理分担編成表 —

発生場所	コスモマンション方面	時光医院方面	月中団地方面
1 地区	2 地区・3 地区	5 地区・6 地区	4 地区
2 地区	1 地区・3 地区	5 地区・6 地区	4 地区
3 地区	1 地区・2 地区	5 地区・6 地区	4 地区
4 地区	2 地区・3 地区	5 地区・6 地区	2 地区
5 地区	1 地区・2 地区	3 地区・6 地区	4 地区
6 地区	1 地区・2 地区	5 地区・6 地区	4 地区

平成 1 1 年（1 9 9 9 年）1 2 月 1 日